

移住促進のためのイベント等の広報業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

石川県への移住を促進するため、首都圏や関西圏等において本県への移住希望者等を対象に効果的な広報を行い、石川県への移住の関心を高め、多くの方にイベントに参加いただくなど、本県への移住希望者の掘り起こしや移住者の増加を図る。

2 委託事業の概要

- (1) 業務名：移住促進のためのイベント等の広報業務
- (2) 業務内容：「移住促進のためのイベント等の広報業務」仕様書のとおり
- (3) 委託期間：委託契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 委託費用：6,150千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

3 本プロポーザルへの参加資格

次に掲げる要件をすべて満たした者とします。

- (1) 委託事業を遂行するに足る能力を有するものであること。
- (2) 首都圏や関西圏等県外でのイベント広報についてのノウハウ等を有すること。
- (3) 本プロポーザルに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (4) 石川県から競争入札の指名停止又は見積もり合わせへの参加排除を受けて、企画提案受付期間において、指名停止期間中又は参加排除期間中にある者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、その他、石川県の業務を行うのにふさわしくない者でないこと。
- (6) 石川県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税全般について、企画提案書の提出日現在において未納がない者であること。

4 募集方法

ホームページにプロポーザルを実施する旨の案内を掲載する。

5 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和6年6月18日（火）17時まで

(2) 受付方法

質問書（様式1）をFAX又はメール等により、いしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会まで送付してください。送付先は「10 問い合わせ先」に同じ。なお、提出した場合は、電話にて到達の確認をお願いします。

(3) 質問事項の回答

令和6年6月19日（水）までに、質問書の提出があった者あてに、FAXまたは電子メールで回答します。

6 審査参加申込書及び企画提案書の提出

- (1) 提出期限：令和6年6月21日（金）17時（必着）
- (2) 応募方法：持参又は郵送（FAX、メールでの応募は不可）
- (3) 提出書類：下表のとおり

提出書類	形式	部数	様式
① 審査参加申込書	A4	1部	別紙2
② 企画提案書 ・企画提案の内容 ・業務実施スケジュール ・経費の概算見積書（内訳含む）	A4	4部	様式任意
② 参考資料（組織概要、過去の実績等）	A4	4部	様式任意

- (4) 提出先 下記「10 問い合わせ先」に同じ。
- (5) 留意事項
 - ①一提案者（法人）が複数の企画提案をすることは認めない。
 - ②本審査に係る経費は全て提案者の負担とする。
 - ③提出された書類は、一切返却しないこととする。
 - ④プロポーザルで知り得た内容については、無断で使用しないものとする。
 - ⑤提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。
 - ⑥書類提出後の追加、訂正等は認めないこととする。

7 審査会又は書類審査の実施

- ・実施日 令和6年6月24日（月）14時～

（審査会を実施する場合）

- ・審査は、原則、参加申込書が提出された順番で実施する。
- ・1社あたりの時間は、15分（プレゼンテーション10分、質疑応答5分）とする。
- ・審査会の出席者は、1社あたり3名までとする。
- ・オンラインにて行うものとする。

8 審査方法

(1) 審査基準

下記の評価項目に従い、提出書類及び必要に応じて実施するプレゼンテーション内容の審査を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、最も優れた提案者を選定する。

評価項目	企画提案の内容	<ul style="list-style-type: none">働き盛りで子育てを行う世代（20～40代）を中心に新たな本県への移住希望者の掘り起こしや移住者の増加に繋がるような分析を踏まえた提案がなされているか。複数のイベントを連動させた広報や、効果的な媒体の活用、テーマに応じた工夫など高い広報効果が期待できる提案がなされているか。
	業務の実施体制・スケジュール及び団体の実績等	<ul style="list-style-type: none">事業を円滑かつ確実に実施できる体制・スケジュールとなっているか。過去の実績（首都圏や関西圏等の県外で開催されたイベントや移住に関する広報等）、セールスポイント
	価格	事業内容の質・量ともに見積金額に見合ったものとなっているか。また、費用対効果が優れているか。

(2) 優先交渉権者の決定及び選考結果通知

①審査において総合的に評価し、最も優れた者を優先交渉権者とする。

なお、優先交渉権者が辞退した場合は、次点の者を優先交渉権者とする。

②選考結果通知は、別途通知する。

通知方法：応募者の代表者（担当者）宛FAXにて通知

なお、審査内容及び各事業者の企画提案内容、見積額等については、非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

9 契約締結について

審査の結果、選定された優先交渉権者と企画提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様、金額等の内容を定め、石川県財務規則を踏まえて契約を締結する。

したがって、優先交渉権者の決定をもって企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。

10 問い合わせ先

いしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会（石川県企画振興部地域振興課内）

所在地：〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1

電話：076-225-1312

FAX：076-225-1328

メールアドレス：iju@pref.ishikawa.lg.jp